



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 条例

*14	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	（監察巡察課）	5
*15	和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例	（総務課）	5
*16	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	5
*17	非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	6
*18	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	7
*19	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	8
*20	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	9
*21	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	9
*22	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	10
*23	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	11
*24	和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	11
*25	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	（ 〃 ）	12
*26	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例	（環境生活総務課）	16
*27	和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	（障害福祉課）	17
*28	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	（公営企業課）	17
*29	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	18
*30	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	19
*31	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（警察本部）	20
*32	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	21
*33	和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	22
*34	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	22

公布された条例のあらまし

◇ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に係る懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めることとしました。（第3条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をする者に係る欠格事由の見直しを行いました。（第45条の6関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に係る分限による休職の期間を定めることとしました。(第7条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、この条例の規定により報酬及び費用弁償の支給の対象となる職員以外の者に地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を加えるなど所要の改正を行うこととしました。(第1条、第3条及び別表関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第23条、第23条の2及び第24条関係)

2 施行期日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第15条関係)

2 施行期日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。

◇ 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)

2 施行期日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。

◇ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、育児休業をしている職員の期末手当等を支給する職員に同条例第7条第1項に規定する基準日に育児休業をしている職員を加えることとしました。（第7条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告事項の対象となる職員に同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を加えることとしました。（第3条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の受ける給与及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることとしました。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、太陽光発電事業実施予定者が作成し、知事の認定を受けなければならない太陽光発電事業計画の認定の基準の見直しを行うこととしました。（第11条関係）

2 施行期日

令和元年12月14日から施行します。

◇ 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、年金管理者の欠格条項の見直しを行うこととしました。（第8条関係）

2 施行期日

令和元年12月14日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与に関して必要な事項を定めることとしました。（第21条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に

よる地方公務員法の一部改正及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第2条、第19条、第19条の2及び第20条関係）

2 施行期日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。ただし、第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第2条及び第26条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第2条、第21条、第21条の2及び第22条関係）

2 施行期日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、警護等手当の額に係るただし書を適用する身辺警衛の対象となる皇族の範囲を拡大しました。（第22条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

1 条例概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、金属くず商の許可に係る基準を改めるほか、規定の整備を行うこととしました。（第4条及び第18条関係）

2 施行期日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許関係事務に係る手数料の額を改定することとしました。（別表第2第34項関係）

2 施行期日

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）第3条第2項第1号及び第2号に規定する報酬）</u> の10分の1以下の額を減じて行うものとする。	第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の10分の1以下の額を減じて行うものとする。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第15号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格事由) 第45条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。 (1) <u>未成年者</u> (2) <u>心身の故障により前条第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</u> (3)～(9) 略	(欠格事由) 第45条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。 (1) <u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人</u> (2)～(8) 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第16号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和27年和歌山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第7条 略 2・3 略 4. <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項及び第2項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。</u>	第7条 略 2・3 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第17号

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、県の非常勤の職員のうち、執行機関たる委員会の委員、監査委員、執行機関の附属機関の構成員、短時間勤務職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員以外の者（以下「非常勤の調査員、嘱託員等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、県の非常勤の職員のうち、執行機関たる委員会の委員、監査委員、執行機関の附属機関の構成員及び短時間勤務職員以外の者（以下「非常勤の調査員、嘱託員等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。								
（費用弁償） 第3条 略	（費用弁償） 第3条 略 2. <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定により任命する非常勤の調査員、嘱託員等（以下「一般職非常勤職員」という。）が、勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することに係る費用弁償については、一般職の職員の通勤手当の例による。</u>								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任命権者において日額で支給することを</td> <td>日額 1万500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	任命権者において日額で支給することを	日額 1万500円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任命権者において日額で支給することを</td> <td>日額 1万500円（一般職非常勤職員に</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	任命権者において日額で支給することを	日額 1万500円（一般職非常勤職員に
区分	報酬の額								
任命権者において日額で支給することを	日額 1万500円								
区分	報酬の額								
任命権者において日額で支給することを	日額 1万500円（一般職非常勤職員に								

適当と認める者		適当と認める者	あつては、8,400円)
略		略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第18号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する県の職員のうちから企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)の適用を受ける者並びに単純な労務に雇用される者を除いたものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第23条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第23条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する県の職員のうちから企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)及び警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける者並びに単純な労務に雇用される者を除いたものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第23条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第23条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(期末手当の支給の制限)</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) 略

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) 略

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第19号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手</p>

当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 略
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による退職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 略

当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 略
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による退職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2・3 略

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第20号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4・5 略	(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4・5 略

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第21号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略	（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第22号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第23条第1項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第19条第1項、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第21条第1項又は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）第7条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第23条第1項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第19条第1項又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第23号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略 3 略	（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略 3 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年和歌山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（任命権者の報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（ <u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u> を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略	（任命権者の報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員の受ける給与及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員に限る。）をいう。

2 この条例において「給料表適用職員」とは、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員の給与条例」という。）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員をいう。

3 この条例において「給料表適用教育職員」とは、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）第8条第3項の給料表の適用を受ける職員をいう。

（給与の種類）

第3条 会計年度任用職員に支給する給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本報酬（次号から第7号までの報酬以外の報酬をいう。以下同じ。）
- (2) 職員の給与条例第11条の規定により支給される給料の調整額に相当する報酬
- (3) 職員の給与条例第14条の2及び教育職員の給与条例第14条の2の規定により支給される地域手当に相当する報酬
- (4) 職員の給与条例第16条及び教育職員の給与条例第16条の規定により支給される特殊勤務手当に相当する報酬
- (5) 職員の給与条例第17条及び教育職員の給与条例第17条の規定により支給される超過勤務手当に相当する報酬
- (6) 職員の給与条例第18条の規定により支給される夜勤手当に相当する報酬
- (7) 職員の給与条例第19条及び教育職員の給与条例第18条の規定により支給される宿日直手当に相当する報酬

（報酬）

第4条 基本報酬の額は、日額で定めるものとする。ただし、任命権者が会計年度任用職員の職務の性質を考慮し必要と認める場合においては、時間額で定めることができるものとする。

2 前項の基本報酬の額は、会計年度任用職員と給料表適用職員及び給料表適用教育職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い定める月額（以下「基準月額」という。）に基づき、次の各号

に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の範囲内において任命権者の定める額とする。この場合において、基準月額、別表左欄に掲げる業務の種別の区分に応じ、同表中欄に掲げる基礎額から同表右欄に掲げる上限額までの範囲内において定めるものとする。

(1) 日額 基準月額を21で除して得た額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項本文に規定する勤務時間（以下「1日当たりの基本勤務時間」という。）で除して得た額（以下「基本時間額」という。）に、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の1日当たりの正規の勤務時間（以下「1日当たりの正規の勤務時間」という。）を乗じて得た額

(2) 時間額 基本時間額。ただし、次に掲げる会計年度任用職員については、それぞれ次に定める額
ア 給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務に従事する会計年度任用職員 基準月額に12を乗じて得た額を、人事委員会と協議して定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額

イ 断続的な業務に従事する会計年度任用職員 基本時間額から、その額に最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する厚生労働省令で定める最低賃金の減額の率の範囲内で人事委員会と協議して定める割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額

3 前条第2項第2号に掲げる報酬の額は、人事委員会規則で定める基準に従い定める額の範囲内において任命権者の定める額とする。

4 前条第2項第3号に掲げる報酬の額は、人事委員会規則で定める基準に従い定める額の範囲内において任命権者の定める額とする。

5 前条第2項第2号及び第3号に掲げる報酬を支給する場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 日額 基準月額に第3項の規定により定める額及び第4項の規定により定める額を加えて得た額を21で除して得た額を1日当たりの基本勤務時間で除して得た額（以下「基本支給時間額」という。）に、1日当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額とする。

(2) 時間額 基本支給時間額。ただし、次に掲げる会計年度任用職員については、それぞれ次に定める額

ア 給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務に従事する会計年度任用職員 基準月額に第3項の規定により定める額及び第4項の規定により定める額を加えて得た額に12を乗じて得た額を、人事委員会と協議して定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額

イ 断続的な業務に従事する会計年度任用職員 基本支給時間額から、その額に減額割合を乗じて得た額を減じた額

6 前条第2項第4号から第7号までに掲げる報酬は、人事委員会規則で定める基準に従い定める額の範囲内において任命権者の定める額を基本報酬の額に加算して支給することができるものとする。

7 任命権者は、報酬の額に関し特別の事情により前6項の規定により難いと認める場合は、人事委員会と協議して定めるものとする。

（給与からの減額）

第5条 会計年度任用職員が、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める当該会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務しないときは、人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して給与を支給する。

（勤務1時間当たりの報酬の額）

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 日額による支給の場合 第4条第5項第1号に掲げる日額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額

(2) 時間額による支給の場合 第4条第5項第2号に掲げる時間額

2 第4条第7項の規定により人事委員会と協議して定める場合における会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額については、前項の規定を適用する。この場合において、前項第1号中「第4条第5項第1号に掲げる」とあるのは「第4条第7項の規定により人事委員会と協議して定める」と、前項第2号中「第4条第5項第2号に掲げる」とあるのは「第4条第7項の規定により人事委員会と協議して定める」とする。

（期末手当）

第7条 期末手当は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員を含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）のうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 期末手当の支給の制限及び支給の一時差止めについては、給料表適用職員の例による。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（報酬の支給）

第8条 報酬は、月の初日から末日までの期間内のうち、会計年度任用職員の勤務日数又は勤務時間数に応じ人事委員会規則で定める日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬の支給方法その他支給に関し必要な事項については、人事委員会規則で定める。

（休職者の給与）

第9条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 休職にされた会計年度任用職員には、前項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（停職者の給与）

第10条 法第29条第1項の規定によって停職にされた会計年度任用職員には、その停職の期間中、いかなる給与も支給しない。

（給与の口座振込み）

第11条 給与は、会計年度任用職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金又は貯金の口座への振込みの方法により支給することができる。

（費用弁償）

第12条 会計年度任用職員が、その職務を行うため旅行する場合には、その旅行に要する費用を弁償する。この場合において、費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額の範囲内において任命権者の定める額とし、その支給方法については、給料表適用職員の例による。

2 前項に規定するもののほか、勤務のため、会計年度任用職員の住居と勤務公署との間を往復することに係る費用弁償については、給料表適用職員の通勤手当の例による。ただし、これにより難い場合は、給料表適用職員の通勤手当との権衡を考慮し、人事委員会規則で定める。

（施行に関し必要な事項）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）において非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「報酬及び費用弁償条例」という。）の適用を受けていた非常勤職員で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和5年3月31日までの間にこの条例の適用を受けることとなるもの（特定期間において従事していた職務と同じ職務に従事することとなるものに限る。）であって、その者の受ける第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額が特定期間において受けていた勤務1時間当たりの報酬額（報酬及び費用弁償条例第2条の報酬について、任命権者の定めるところにより算出した勤務1時間当たりの報酬額をいう。

以下同じ。）（特定期間において2以上の業務に従事した場合にあっては、当該2以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における勤務1時間当たりの報酬額（当該額が2以上あるときは、そのうち最も高い額））に達しないこととなるものには、令和5年3月31日までの間、その者が特定期間において受けていた勤務1時間当たりの報酬額に基づき、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を基本報酬の額として支給するものとする。この場合において、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる報酬は支給しないものとする。

- (1) 日額 その者が特定期間において受けていた勤務1時間当たりの報酬額にその者の1日当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額
- (2) 時間額 その者が特定期間において受けていた勤務1時間当たりの報酬額

別表（第4条関係）

業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	144,100円	148,600円
一般事務に関する業務	144,100円	153,000円
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	144,100円	167,200円
相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	144,100円	187,200円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	187,200円	219,100円
断続的な業務	144,100円	144,100円
医療業務	190,500円	231,100円
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	198,500円	238,300円

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定の基準) 第11条 略 2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。 <u>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> <u>(2) 心身の故障により太陽光発電事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</u> (3)～(7) 略 <u>(8) 法人でその役員のうち第1号から第5号まで又は前号のいずれかに該当する者のあるもの</u> (9) 略 3・4 略</p>	<p>(認定の基準) 第11条 略 2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。 <u>(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> (2)～(6) 略 <u>(7) 法人でその役員のうち第1号から第4号まで又は前号のいずれかに該当する者のあるもの</u> (8) 略 3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第27号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金管理者) 第8条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 <u>(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> <u>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 3～7 略</p>	<p>(年金管理者) 第8条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> (2) 破産者であつて復権を得ない者 3～7 略</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(非常勤職員の給与) 第21条 企業職員で職員以外のもの(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を含む)については、職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。	(非常勤職員の給与) 第21条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第29号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者のうちから会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)の適用を受ける者を除いたものをいう。 (1)～(3) 略 (期末手当) 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(3) 略 (期末手当) 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

(期末手当の支給の制限)
第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 略
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) 略

(勤勉手当)
第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略
3～5 略

5・6 略

(期末手当の支給の制限)
第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 略
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) 略

(勤勉手当)
第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略
3～5 略

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者のうちから会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（<u>令和元年和歌山県条例第25号</u>）の適用を受ける者を除いたものをいう。</p> <p>。(1)・(2) 略 2 略</p> <p>(臨時の職員の給与) 第26条 職員のうち、臨時の職員の給与については、第6条から前条までの規定にかかわらず、その職員の勤務の態様に応じ、かつ、その他の職員との均衡を考慮して、教育委員会が定めるところによる。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) 略 2 略</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の給与) 第26条 職員のうち、臨時又は非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員を除く。</u>）の給与については、第6条から前条までの規定にかかわらず、その職員の勤務の態様に応じ、かつ、その他の職員との均衡を考慮して、教育委員会が定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から適用する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第31号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「警察職員」とは、警察法第55条第1項に規定する県の警察の職員のうちから一般職の国家公務員たる者及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（<u>令和元年和歌山県条例第25号</u>）の適用を受ける者を除いたものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する警察官に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した警察官で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において警察官が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「警察職員」とは、警察法第55条第1項に規定する県の警察の職員のうちから一般職の国家公務員たる者を除いたものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する警察官に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した警察官で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において警察官が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>

(期末手当の支給の制限)
 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 (1) 略
 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した警察官
 (3)・(4) 略

(勤勉手当)
 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する警察官に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した警察官で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部警察官にあつては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略
 3～5 略

(期末手当の支給の制限)
 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 (1) 略
 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した警察官(同法第16条第1号に該当して失職した警察官を除く。)
 (3)・(4) 略

(勤勉手当)
 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する警察官に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した警察官で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部警察官にあつては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略
 3～5 略

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年和歌山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警護等手当) 第22条 略 2 前項の手当の額は、勤務1日につき640円とする。ただし、天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の身边警衛に従事した場合その他人事委員会がこれに準ずると認める場合にあつては、1,150円とする。</p>	<p>(警護等手当) 第22条 略 2 前項の手当の額は、勤務1日につき640円とする。ただし、天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身边警衛に従事した場合その他人事委員会がこれに準ずると認める場合にあつては、1,150円とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第33号

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の基準) 第4条 公安委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、許可をしてはならない。 (1)～(6) 略 (7) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (8) <u>心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者として規則で定めるもの</u> (9) 略 (監督処分) 第18条 略 2 略 3 公安委員会は、金属くず商について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 第4条第5号から第9号までに掲げる者のいずれかに該当していること。</p>	<p>(許可の基準) 第4条 公安委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、許可をしてはならない。 (1)～(6) 略 (7) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> (8) 略 (監督処分) 第18条 略 2 略 3 公安委員会は、金属くず商について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 第4条第5号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当していること。</p>

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第34号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係) 1~33 略 34 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 (1) 運転免許関係事務				別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係) 1~33 略 34 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 (1) 運転免許関係事務			
手数料の種別(手数料を納めなければならない者)	区分	金額		手数料の種別(手数料を納めなければならない者)	区分	金額	
運転免許試験手数料(法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	略	略	運転免許試験手数料(法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	略	略
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円 (<u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この項において「令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、800円</u>)			略	略
		略	略			略	略
	普通自動車免許に係る試験	略	略	普通自動車免許に係る試験	略	略	略
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円 (<u>令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、800円</u>)			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円
		略	略			略	略

特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	略	略
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円 (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)
	略	略
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円 (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)
	略	略
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	略	略
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円 (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)
略	略	略
略	略	
免許証交付手数料(法第92条第1項の規定に	第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1件につき 2,050円 (令第33条の6の2第6号に掲げ

特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	略	略
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円
	略	略
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円
	略	略
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	略	略
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円
略	略	略
略	略	
免許証交付手数料(法第92条第1項の規定に	第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1件につき 2,050円 (法第92条第1項後段の規定によ

よる運転免許証(以下この項において「免許証」という。)の交付を受けようとする者)

るやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、1,700円(法第92条第1項後段の規定により、1の種類別の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、1,700円)に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額)

よる運転免許証(以下この項において「免許証」という。)の交付を受けようとする者)

り、1の種類別の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額)

略

略

免許証再交付手数料(法第94条第2項の規定による免許証の再交付をう

第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証

1件につき
2,250円

略

略

略

略

免許証再交付手数料(法第94条第2項の規定による免許証の再交付をう

第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証

1件につき
3,500円

略

略

する者)		
略		
講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	略	
	法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	略
	法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反者等に対する講習	1件につき1,350円(運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円)
略		
略	略	略
略		

(2)~(5) 略
35・36 略

する者)		
略		
講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	略	
	法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	略
	法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反者等に対する講習	1件につき1,350円(運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円)
略		
略	略	略
略		

(2)~(5) 略
35・36 略

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第20号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。